



島根県報

令和元年7月16日（火）

第 2 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則	（スポーツ振興課）	2
島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	（ ” ）	2

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	3
--------------------	-------------	---

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定		4
---------------------	--	---

公布された条例等のあらまし

◇島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則（規則第23号）

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、施設及び設備の使用料の額を改定することとした。（別表第2関係）

2 施行期日

令和元年10月1日から施行することとした。

◇島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則（規則第24号）

1 規則の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、施設及び設備の使用料の額を改定することとした。（別表第2関係）

2 施行期日

令和元年10月1日から施行することとした。

規 則

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第23号

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立武道施設条例施行規則（平成31年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表第1道場（柔道場）又は第2道場（剣道場）の項中「5,630円」を「5,730円」に改め、同表トレーニング室の項中「580円」を「590円」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第24号

島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立体育施設条例施行規則（平成31年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の(1)のアの表中

11回券 6,400円
11回券 7,600円

を

11回券 6,500円
11回券 7,700円

に改め、別表第

2の1の(2)の表トレーニング室の項中「670円」を「680円」に改め、別表第2の2の(2)の表アリーナの項中「4,200円」

を「4,270円」に改め、同表多目的ルームの項、フィットネスルームの項、キッズルームの項及びトレーニングルームの項中「670円」を「680円」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

告

示

島根県告示第144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年 7 月 16 日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市温泉津町福光土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

青柳 重信 大田市温泉津町福光口103番地
平田 和弘 大田市温泉津町福光口42番地 1
坂根 康弘 大田市温泉津町福光口116番地
福富 久幸 大田市温泉津町福光口166番地
藤本 英敏 大田市温泉津町福光口61番地 1
石原 寛二 大田市温泉津町福光口173番地
中川 三夫 江津市都野津町2327番地14
福富 康造 大田市温泉津町福光口210番地 3
坪内 典生 大田市温泉津町福光イ199番地 1
市原 和明 大田市温泉津町福光イ295番地 5

監事

藤本 賢治 大田市温泉津町福光口 2 番地 4
坂根 和男 大田市温泉津町福光口246番地 2
熊谷 哲治 大田市温泉津町福光イ277番地 4

2 就任年月日

平成31年 3 月 30 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

青柳 重信 大田市温泉津町福光口103番地
平田 和弘 大田市温泉津町福光口42番地 1
坂根 康弘 大田市温泉津町福光口116番地
福富 久幸 大田市温泉津町福光口166番地
藤本 英敏 大田市温泉津町福光口61番地 1
福富 政信 大田市温泉津町福光口97番地 2
石原 寛二 大田市温泉津町福光口173番地
福富 勝彦 大田市温泉津町福光イ73番地 5

中川 三夫 江津市都野津町2327番地14

福富 康造 大田市温泉津町福光口210番地 3

監事

藤本 賢治 大田市温泉津町福光口 2 番地 4

三町 淳 大田市温泉津町福光ハ837番地

坂根 和男 大田市温泉津町福光口246番地 2

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

令和元年 7 月 16 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
社会医療法人正光会松ヶ丘病院	益田市高津四丁目24番10号	令和元年 7 月 5 日
障害者支援施設希望の里	益田市高津三丁目23番 1 号	令和元年 7 月 5 日